

84 現任判事試補は文官試験試補及見習規則に依り任用する者と同一の資格を有し別段の任命を要せざる件稟議

〔明治二十年十二月〕

(注記1) 司法省職第一〇二七号

(注記3) (金井)(谷森)

判事試補之儀ニ付稟議

(注記2)

判事登用試験規則ハ本年限り廃止可相成儀ト被存候然ルニ同規則ニ依リ登用セラレタル判事試補之儀者本年勅令第三十七号文官試験試補及見習規則ニ依リ任用セラル、者ト同一ノ資格アルモノニシテ裁判所官制ノ試補タルニハ更ニ試験ヲ要セサルハ勿論判事試補ノ場合ニ於テハ別段ノ任命ヲモ要セサル儀ト心得候得共為念此段及稟議候也

明治二十年十一月十七日

司法大臣伯爵 山田顕義

(注記5)(注記4)

(朱書) 稟議ノ通
内閣總理大臣伯爵 伊藤博文殿
明治二十年十二月廿日

(注記7) (兼倉)(谷森)

(注記6) 明治二十年十一月十八日

内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長

各省大臣	外務	大蔵	海軍	文部	花押 逋信
内務	陸軍	司法	農商務	花押 逋信	櫻本
花押	陸軍	司法	農商務	花押 逋信	櫻本
(山県)	(松方)	(西郷)	(森)	(黒田)	(櫻本)
(大山)	(田中)	(金井)	(田中)	(黒田)	(櫻本)

司法大臣稟議判事試補資格及任命等ノ件

〔公文類聚 第十一編 明治二十
十年 第五卷〕 2A, 11, ㊟292

明治廿年十一月十八日

内閣総理大臣

文官試験局長官 ㊟

別紙司法大臣稟議判事試補資格及任命云々ノ件審按スルニ至当
ノ見ナリトス依テ左案ノ通指令相成可然ト視認ス

指令案

稟議ノ通

〔明治二十年十二月廿日〕 ㊟^(山田)

(注記 1)

「試験局第三号・廿年十一月十八日」

(注記 2)

「試験局」

(注記 3)

㊟^(土屋)
㊟

(注記 4)

「九」(簿冊内件名番号)

(注記 5)

「甲二六六」

(注記 6)

「司甲二六六号」

(注記 7)

㊟^(會編)
「花押」